

第6回神戸市市民福祉調査委員会 計画策定・検証会議ワーキンググループ

日時：令和2年9月29日（火）
午前10時00分～12時00分
場所：神戸市役所1号館24階
1241会議室

議 事 次 第

1. 開 会 [10:00～10:05]
2. 議 題
(1) 社会福祉協議会の取組について [10:05～11:00]
説明者：神戸市社会福祉協議会くらし支援課長 鎌田
中央区社会福祉協議会地域福祉ネットワークワーカー 島本
(2) 次期“こうべ”の市民福祉総合計画について [11:00～11:55]
説明者：神戸市福祉局政策課調査担当係長 宮田
3. 閉 会 [11:55～12:00]

資 料

資料1 地域福祉ネットワーク事業 ひとりにしない、ひとりでしない
資料2 次期“こうべ”の市民福祉総合計画（素案）
参考資料 第5回計画策定・検証会議ワーキンググループ議事要旨

委員名簿・スケジュール（裏面）⇒

委員名簿 (50音順・敬称略)

岸田 耕二 社会福祉法人すいせい 理事長
 竹内 友章 東海大学健康学部 助教
 [座長] 西垣 千春 神戸学院大学総合リハビリテーション学部 教授
 吉岡 洋子 大阪大学大学院人間科学研究科 特任准教授

(事務局) 福祉局政策課

策定スケジュール

	本会	計画策定・ 検証会議	ワーキング グループ	内容
2/6			第1回	・WGの内容・進め方や次期計画策定に向けて意見出し
3/6			第2回	・市民アンケート結果報告・分析 ・基本理念・基本方策(案)意見出し
5/25			第3回	・児童福祉施策・認知症「神戸モデル」事業効果等 ・骨子(基本理念・基本方策・検証評価方法)意見出し
6/12		第1回		・ワーキンググループ進捗報告・意見聴取 ・“こうべ”の市民福祉総合計画2020総合評価
6/22			第4回	・高齢福祉/介護保険施策・障がい福祉施策 ・骨子(基本理念・基本方策・検証評価方法)意見出し
7/27			第5回	・生活困窮者自立支援事業・社会貢献支援事業 ・骨子(基本理念・基本方策・検証評価方法)意見出し
8/31		第2回		・計画(素案)意見聴取 ・社会福祉法改正を受けた神戸市地域福祉計画の方針について
9/29			第6回	・地域の支援者(区社会福祉協議会)の取組 ・計画(素案)策定作業
10月				・計画(素案)作成作業
11/6	第1回		※	・計画(素案)意見聴取
11月末				・常任委員会報告
12月				・パブリックコメント実施
1月		第3回		・意見を受けた修正作業(開催が難しければ書面等)
2月	第2回			・計画策定
2~3月				・常任委員会報告・プレス
R3~				・広報(冊子作成、配布等)

※ワーキンググループについては、必要に応じて適宜開催予定。

地域福祉ネットワーク事業
ひとりにしない、ひとりでしない。



社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会
くらし支援課長 鎌田 あかね

社会福祉法人 神戸市中央区社会福祉協議会
地域福祉ネットワークカー 島本 美左子

地域福祉ネットワーク事業は

地域の“困った人”は
何かの問題で“困っている人”

“困っている人”を、地域の皆さん・専門機関 と一緒に

受けとめる → よりそう → つなげる → 支え合う

2

地域福祉ネットワーク事業は

(1) ニーズをキャッチするための仕組みづくり

- ・区社協内各ワーカー、コーディネーターによる情報共有等
- ・ウォンツ（欲求）だけでなくニーズ（必要性）を把握できる関係づくり

(2) ネットワークによる総合力で課題解決に取り組む

- ・分野を超えた関係機関とのネットワークづくりと世帯を支援するための会議開催 → 支援会議に（R.2.2～）
- ・様々な関係機関の連絡会や情報交換会への参加
- ・社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）の取組み支援と連携

(3) ひとりを支える地域づくり

- ・居場所でサポートしてくれる人の養成
- ・苦情を言ってくる人 → 気にかけてくれる人に
- ・住民に様々な状況の要因を正しく理解してもらうこと

(4) 本人が主体的に生きるための「社会関係づくり」を支援する

- ・役割・生きがいがいつくりの機会や場の設定
- ・子どもの課題から子ども食堂を

害虫と共に暮らしている世帯への支援

家族構成

【父】無職（年令）要介護2、身体障害1種級

【母】<本人> Aさん(女性)48歳 療育B2
5年前死亡

【兄】生計中心者 障害の疑い

【本人】<家族構成> 父82歳、兄51歳

支援のきっかけ

○父の病院受診時、ポケットより虫が数匹出てきて臭いがすると病院より父のケアマネに連絡が入り、ケアマネが、あんしんすこやかセンターに相談する。あんしんすこやかセンターよりネットワークカーに対し、ケアマネの相談を聞いてほしいと連絡が入る。○父のケアマネと訪問したところ、家の中はゴミ屋敷状態であり、ゴキブリ、クモ、その他虫が壁をはっており、家の中に入れてくれない。本人は素手でゴキブリを殺し、それを床に放っていた。

支援内容

<支援開始>
 ■ネットワークカーが、ケアマネとともに、自宅を訪問し、本人、父、兄と話しながら、ケアマネ、住宅管理センター（市住）、あんしんすこやか係と情報共有するとともに、世帯支援会議を開催し、支援の方向性を共有し、各々の役割を確認しながら、まずは、家の中を片づけて、住宅環境を整えていくこととした。

<家の片づけができない原因を家族それぞれの状況から考えていく>
 ■初回訪問時は、家の中に入れてくれず、玄関先で話すだけであったが、ケアマネ、市営住宅管理センターとともに、訪問を重ねることで、家族の力関係や共依存の関係等が明らかになっていった。

(本人) 介護は自分の役割だと思っている。外は父の病院の付き添いや買い物のみ。家から出ることはできないと思いつついる。
 (父) 認知能力の低下はあるが、家長としての存在感は顕著。身外物にはものわかりがよいように見えるがヘルパー等の受け入れは拒否。
 (兄) 父の判断が間違っている、直すことはできない。父が亡くなった後は、市住にすまっつけることができないことも理解している。
 (地域、社会との関係性) 共用スペースへの家具や害虫の件で苦情がでている。本人は自分の世界がなく、社会とのつながりが全くない。

<関係機関の連携による家の片づけるうながし>
 ■父の介護ベッドレンタルの入れ替えを口実に、父のヘルパーによる片づけの支援を入れようとしたが、拒否。家の片づけを家族で少しずつ実施することをうながしながら、次は、床の張替えを口実に、別の部屋の片づけをうながし、ベランダや共用部分に置かれていた家具の片づけを家族で実施した。本人からは、ことあるごとに電話連絡が入り、話を聞きながら、片づけをうながし、家族の力で家を片づけていった。

<害虫駆除を業者に委託したいとの申出をきっかけに、父、兄、本人がそれぞれの世界があることを実感>
 ■片づけは少しずつできてきて、害虫は増え続けるため、世帯支援会議を開催し、害虫処理業者に処理を依頼し、その間、父は介護サービス、本人は障害サービスで、2泊3日のショートステイを初めて利用した。今まで父を通してのみの生活から、自身のことを中心に考えてくれる支援者がいることを実感し、自分の世界があることを実感した模様。

効果

- 関係機関が、連携し役割分担を明確にすることにより、それぞれの支援者が世帯に寄り添いながら、世帯の力を引き出し、本人たちの力で片づけをしていくことができ、今後自分たちでできたという達成感を感じてもらいながら支援をしていく必要性を認識することができた。
- 本人は、ショートステイを経験することにより、父ではなく、自分を支援してくれる支援者がいることを実感して、今までは、父がいるから、自分は参加できないと言っていた「あおい製作所」への参加の可能性が生まれ、社会とのつながりの第一歩となることを期待している。

専門職につないでも戻ってくる元スナックママへの支援

家族構成

＜本人＞
Aさん(女性)51歳
リュウマチ
身体障害(種2級)
要介護2取得
＜家族構成＞
ひとり暮らし

支援のきっかけ

○地域自治会会長より、2か月ほど前に預かったという、スナックママの名刺を受け取る。名刺には、居住のビル名と「孤独死の可能性があるらしい」とメモ書きされていた。当該地区の民児協会長に相談したところ、心当たりの方の家にあんすセンターとともに訪問して**くれた**。
○本人より区役所あんしんすこやか係と区社協へ問い合わせがはいる。

支援内容

＜支援開始＞
■本人より電話が入り、どうして自分のことを知ったのか等、1時間を超す電話が何度もかかってくる。電話を聞きながら、状況を把握するところから支援開始となる。区役所あんしんすこやか係、あんしんすこやかセンター、民児協、保護課等と情報共有するが、制度やサービスは一切利用していない。ネットワークカーが本人宅へ訪問し、現状確認(リュウマチにより自力歩行等できない状態)、介護サービス等の制度説明、傾聴に努める。その後何度も、窮状について訴えるが、プライドと思い込みにより、医療機関受診をはじめとするすべての提案を受け入れない。

＜本人の窮状についての整理＞
■継続訪問し、時間をかけて話をしながら、本人のニーズと制度・サービスとの乖離を説明しながら、課題の整理をしていった。

(金融) 定期収入はなし。スナックの元客からの数方単位の援助、古いをして食事の援助等は時折ある。預貯金は底をついている。月13万円の家賃も滞納している。スナック営業を再開できれば、パトロンからの援助も再開されるとの期待を持つ。自分には特殊能力(霊能力等)があり、お金は入ってくるものと信じている。

(医療) 西洋医学は信じておらず、医療機関の受信拒否。お金がはいった時に鍼灸治療往診と漢方を服用。

(介護サービスの利用) 家の中では、キャスター付きのいすで移動しており、一人で外出はできない。知り合いのタクシー運転手(に買い物)を頼んでいる。食・物、飲み物についてもこだわりが強く、思い通りのものでないとストレスに怒る。

(障害年金受給) 年金申請について同行申請を提案するが、知り合いの行政書士に頼むと言いはり、聞き入れない。

＜介護サービス利用に向けて＞
■あんしんすこやかセンターにつながる、介護認定をうけて、暫定サービスを利用できるようにするが、担当の職員に対するクレーム続きで、介護事業所は契約を辞退。介護認定を受けケアマネがつくが、その介護事業所も撤退。あんしんすこやかセンターも本人からの希望で出入り禁止となるなど、サービスにつながる。専門職につなげてもつなげても、ネットワークカーにもどってくる状態が続く。

＜生活保護受給に向けて＞
■生活支援課と連携し、保護受給を目指す。引越したくない、パトロンにお金がもらえる、保護費では生活できないと申請拒否。

効果

多様な地域活動の出会いと 学びのプラットフォーム

福祉サイドからのアプローチ
まちづくり・地域創生サイドからのアプローチ

個別支援(相談支援)

- ・ 個別支援から派生する社会資源の創出、仕組み・工夫の考案の促進
- ・ 居場所づくり、生きがいづくり
- ・ 多様な社会参加、社会とのつながりづくり

地域課題の解決を目指した地域づくり

人・くらしを中心に据えたまちづくり

- ・ 多分野・多世代がつながるまちづくり
- ・ 社会参加の場の充実(担い手不足をきかけとする)
- ・ 共通の興味・関心から生じるつながり
- ・ 住みよい地域をつくる

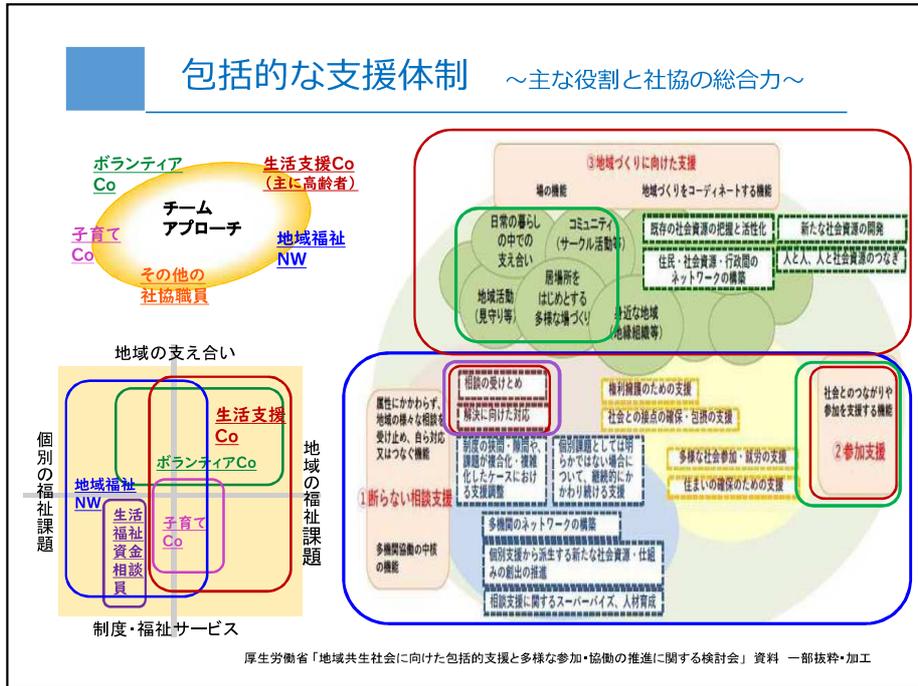
興味・関心から始まるまちづくり

出会い・学びの
“プラットフォーム”

厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料 一部抜粋

6

包括的な支援体制 ～主な役割と社協の総合力～

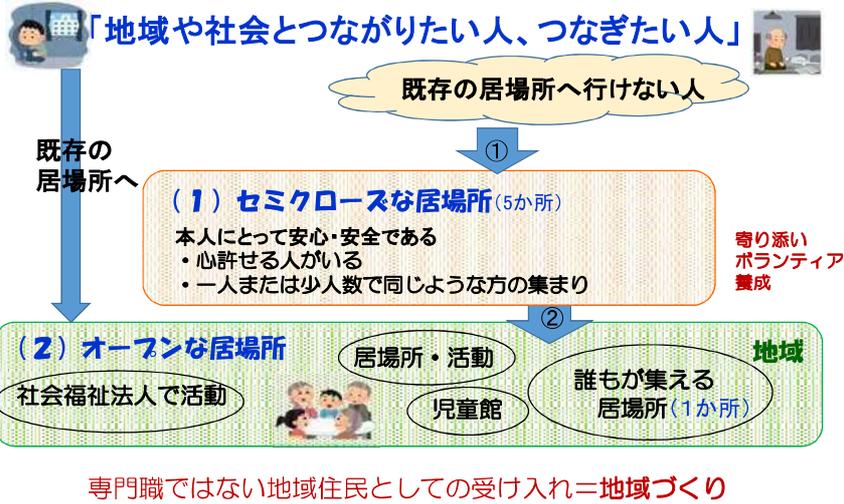


生活困窮者支援を通じた 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

1人ひとりを支えることから広がる、
地域ぐるみの支援

- 生きがい、やりがいを実感し、
家族以外の地域や社会とつながる
- 個性を認め、手をさしのべ合える
地域

生きがい、やりがい、 そして、地域や社会とつながる



9

地域や社会とつながる新たな居場所

(1) セミクローズな居場所 ~兵庫区~

「さんぽみちクラブ」

少人数での軽作業
 (切手整理、紙折、スタンプ押し等)
遅刻・早退自由

- 毎月第3水曜日 13:00~15:00
- 兵庫区社会福祉協議会 ボランティアルーム



【現在の参加者】

- 軽度な障害があり定職が無く居場所を探している方
- 息子が長期間のニート生活をしている母親
- 活動になかなか繋がらない高齢のボランティア希望者
- ボランティアを希望しているものの活動に繋がりにくい方
- 初めてボランティア活動をする方 など

10

地域や社会とつながる新たな居場所

(2) オープンな居場所 ~東灘区~

「えんがわ」プロジェクト ~地域住民と一緒に作る、誰もが集える居場所~

(1) 事業目的の共有と理解

えんがわ憲章

1. 誰もがみんな輝ける共生の居場所にしましょう
2. 個性を大切に、生きがいを持てる場としましょう
3. 愛情をもって丁寧に関わる場としましょう
4. 決まりを守り、気持ちよく活動する場としましょう
5. お互いを認め、助け合う場としましょう



民生委員児童委員協議会・ふれあいのまちづくり協議会・婦人会・親子サークル等

(2) 課題の共有と解決に向けた取組み

●子ども、高齢者も



●カフェのスタッフ こだわりのコーヒーも



●大学生とケーキ作り

これからの取組みと検討課題

1. アウトリーチの充実と世帯支援会議(支援会議)の活用

会えない。 継続の必要性。 行政・専門機関も抱え込まない、あきらめない。
「人」にしかできないこと。

2. 住民の福祉力をひろげ・深める~気づき、個性を認め、手をさしのべあう~

社会状況と意識の変化。 地域で包摂し育む。 住民だからできること。
会えなくてもつながる方法。 学校、NPO、企業、大学との連携・協働。

3. 本人・地域住民と一緒に作る多様な居場所・社会参加の機会づくり

一歩踏み出すために。 スモールステップ。 生きがい・やりがい。

4. 福祉領域以外の窓口での「気づき」の啓発と相談窓口へのつながりの強化

保険年金・水道・住宅等の窓口で気になる人をつなぐ。相談窓口の周知・啓発

5. 義務教育段階からの社会保障制度の学びと受援力の養成

生活基盤を整える必要性と教育と福祉の連携・協働の強化

実現にむけて

今後の高齢者や単身世帯の増加、精神障がい者の地域移行、こどもの貧困、新型コロナウイルス感染症の影響等による「暮らしの変化」を、様々な制度と地域福祉で支えるための体制づくりが必要

1. 他分野・他業種等との連携・協働の在り方

形骸化していないか。どのように、実施し機能させることができるか。
切れ目のない支援体制
住民の役割・行政や専門職の役割・企業の役割・社協の役割と協働

2. 「人」でないとできないことと、デジタル等でできることの整理とそれぞれの体制強化

窓口や情報のシステム化・一元化（タブレットの配布等）
必要などころへの人員増（人間同士のつながり等）

3. 新たなはたらき方とスモールステップの体制づくり

新型コロナウイルス感染症の影響による働き方・必要な業種の変化
居場所、生きがい・やりがいづくりもステップの一つ



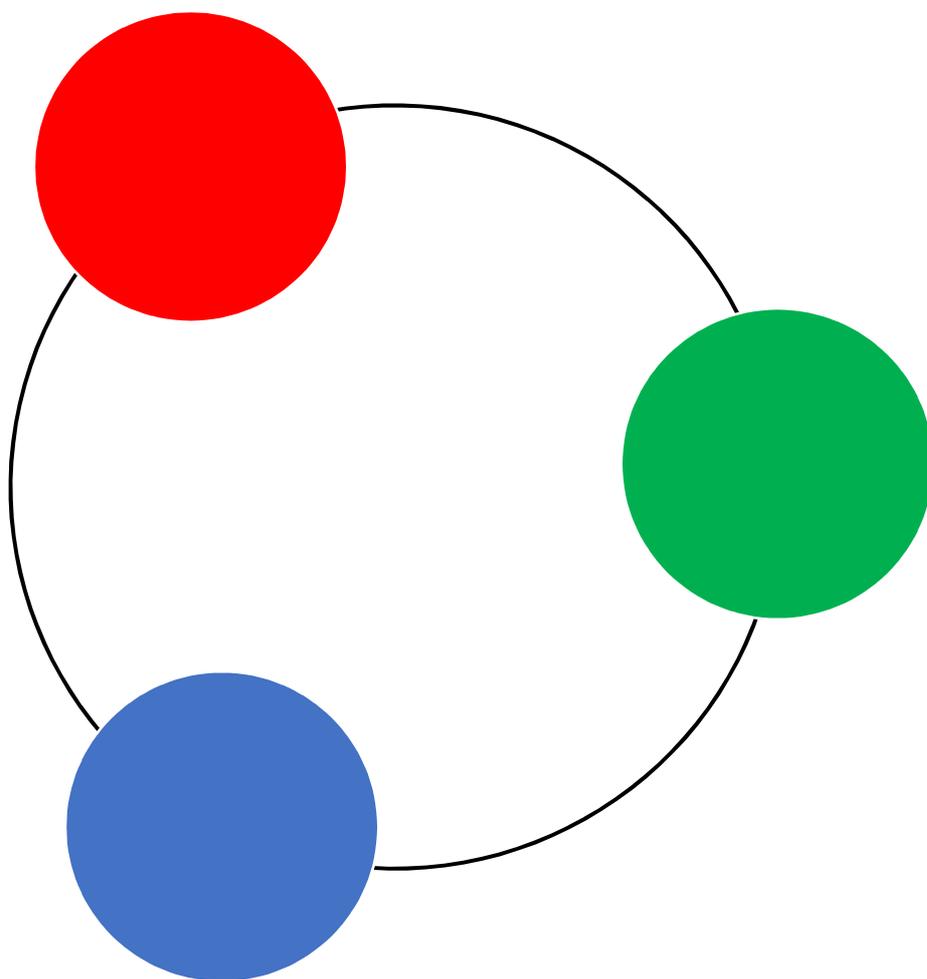
だれもが輝ける地域づくりを地域の方々と一緒に



14

みんなでデザインする福祉の輪
～ソーシャル・インクルージョンの実現～

<“こうべ”の市民福祉総合計画 2025>



令和●年●月

神戸市

しみんふくしそごうけいかく
“こうべ”の市民福祉総合計画2025

目次

第1章 “こうべ”の市民福祉総合計画 2025 の策定にあたって

1. 神戸市民の福祉をまもる条例	1
2. “こうべ”の市民福祉総合計画 2020 の取組み	1
3. 市民福祉を取巻く社会情勢の変化.....	2

第2章 “こうべ”の市民福祉総合計画 2025 の概要

1. “こうべ”の市民福祉総合計画 2025	5
2. 基本理念.....	7
3. 圏域・活動エリア.....	8
4. 計画を推進する主体.....	9

第3章 基本理念を実現するために ～3つの方向性～

方向性1 「みんなが参加、行動できる人づくり」	10
方向性2 「安心を保障できる仕組みづくり」	12
方向性3 「人と人がつながり支え合う環境づくり」	15

第4章 計画の検証と評価

1. 計画の進行管理	17
2. 検証・評価のイメージ.....	17

コラム

市民福祉と SDGs.....	4
新しい生活様式における地域福祉活動.....	11
複雑化・多様化する福祉課題.....	14
多様な民間主体の取組み・連携.....	16
子育て支援における地域とのかかわりについて.....	21
人権について.....	22

資料編

1. 分野別計画等.....	資料編	1
2. 「“こうべ”の市民福祉計画 2025」策定までの取組み.....	資料編	4
3. 市民福祉調査委員会委員名簿.....	資料編	6

「障がい」の表記について （障害福祉課に確認中）

第1章 “こうべ”の市民福祉総合計画 2025 の策定にあたって

1. 神戸市民の福祉をまもる条例

神戸市では、昭和52年（1977年）に全ての市民に安定した豊かな生活を生涯にわたって保障する目的で、「神戸市民の福祉をまもる条例」（以下「市民福祉条例」）を制定しました。

市民福祉条例では、福祉は行政のみが提供するものではなく、市民・事業者・行政が相互に主体となり、かつ、一体となって取り組むべきものであるという「市民福祉」を基本理念と定めています。

2. “こうべ”の市民福祉総合計画 2020 の取組み

前計画である“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 では、こうした市民福祉条例の考え方にに基づき、行政による福祉サービスの提供をはじめ、市民・事業者らの参画を促進し、連携の強化に努めてきました。神戸ソーシャルブリッジでは、社会貢献活動を希望する市民と地域活動団体等をつなぎ、課題の解決に取り組むなど、市民の参画を促すような取組みを進めています。また、くらし支援窓口では生活困窮者等への支援に取り組むとともに、地域福祉ネットワーク（社会福祉協議会）らと連携をとりながら、複雑化・多様化する地域の課題解決に向けた取組みを行っています。

一方で、国においても地域共生社会[※]という理念が打ち出され、複雑化・多様化する地域課題に対応するため、地域住民や関係機関が連携しながら包括的な支援を行うことが求められています。

神戸市においても、こうした国の動向に注視しながら、今後も引き続き関係者との連携を深め、取りこぼしのないよう包括的な支援が求められます。

※地域共生社会：制度・分野の枠や、支える側・支えられる側という従来の関係を越えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。

3. 市民福祉を取巻く社会情勢の変化

我が国は、本格的な人口減少、超高齢社会に突入しています。神戸市においても総人口の減少とともに、高齢者人口の増加（生産年齢人口の減少）が見られます。この傾向は今後も続くと思われており、2030年には約32%が65歳以上の高齢者となる見込みとなっています。

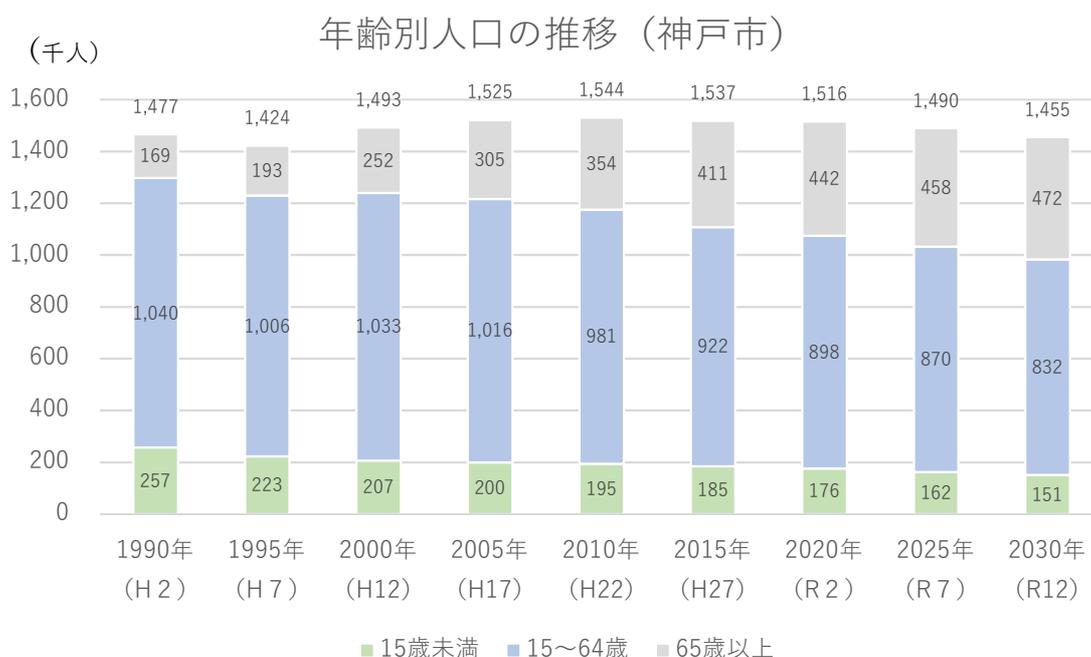
働き方、住まい方の変貌は、家族のあり方や生活様式にも影響を及ぼし、単身世帯、高齢者のみの世帯の増加をもたらしました。人と人とのつながりの構築に困難を生じる場合も増え、無縁社会と呼ばれる状況が生まれるなかで、近隣とのつながりが保てない方や、悩みを打ち明けられずに孤立している方がいます。無縁社会の広がりや、市民の孤立を助長し、セルフネグレクトや孤独死といった課題につながっていく恐れがあります。

また、令和元年度に実施した市民意識調査によると、約2割の方が現在孤独であると感じており、世帯別では単身世帯がそう感じる割合が高く、幸福度合いも低いことが分かります。

2020年に起きた新型コロナウイルス感染症の流行により、市民生活や経済活動が大きな制約を受け、人との接触削減が求められる等、新たな社会情勢に直面しています。

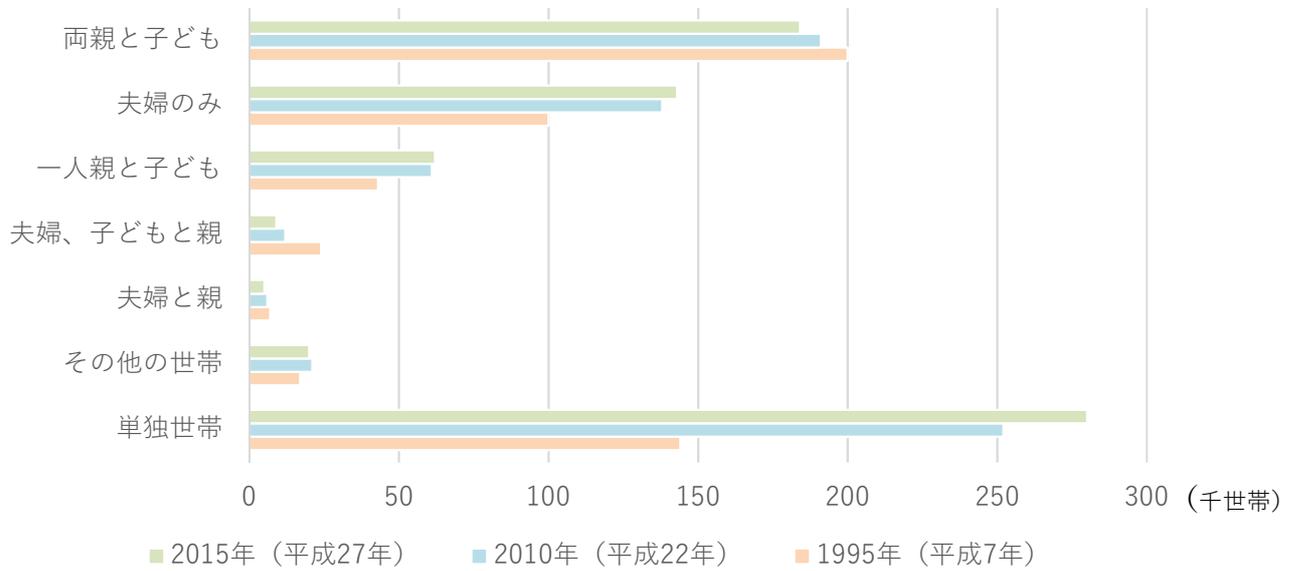
懸念される状況の中でも、神戸市では医療産業都市や健康創造都市等の取組みが行われており、元気な高齢者の活躍を後押しができる環境があります。地域に元気な高齢者が増えるということは、地域活動に関わることでできる人口が増えているともいえます。

地域の中では、様々な取組みが行われ、高齢者だけでなく、若い世代が地域活動の担い手として活躍できるように支援する取組みも始まっております。



※2015年（H27）までは国勢調査、2020年以降は神戸人口ビジョン[改訂版]より引用
 ※2015年（H27）までの全市人口には年齢不詳を含むため、内訳の合計と一致しない

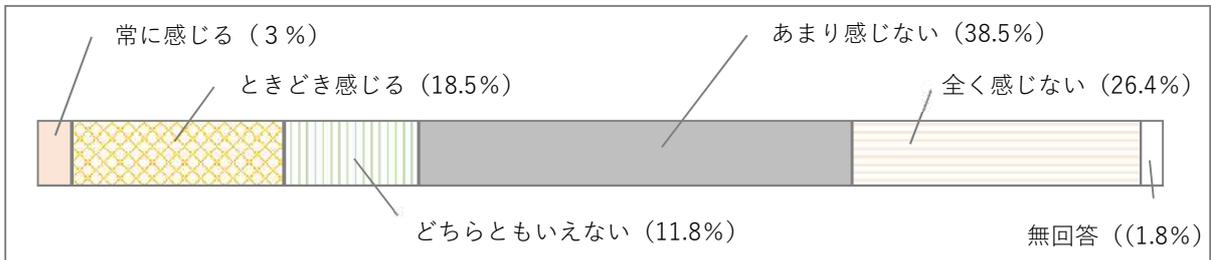
家族類型別世帯数の推移



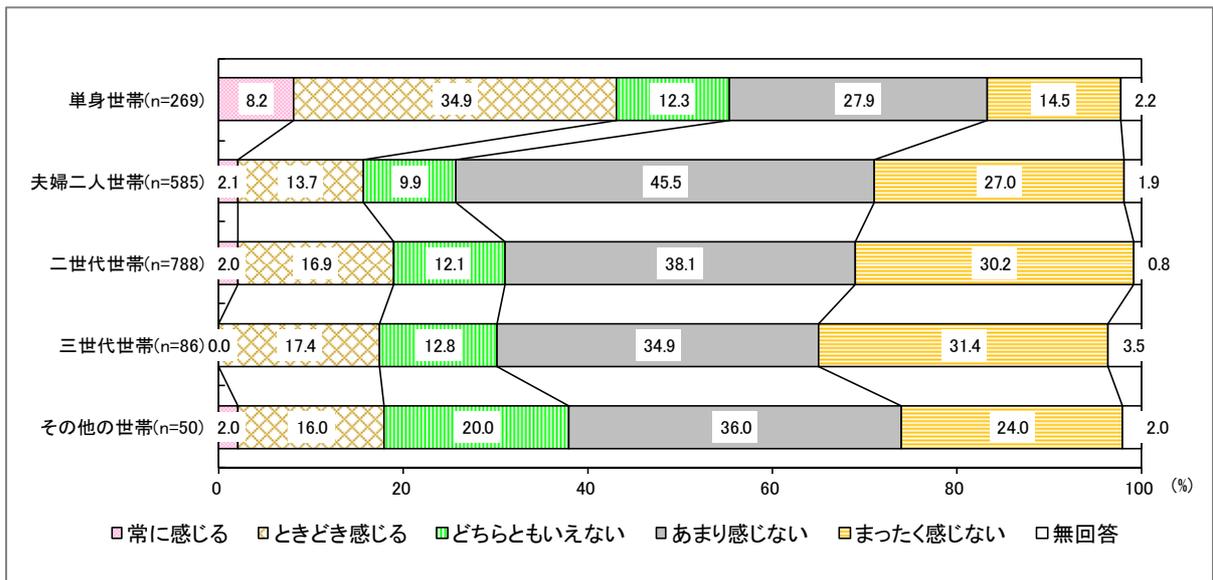
※国勢調査より

< 市民福祉に関する行動・意識調査結果より (R2.3) >

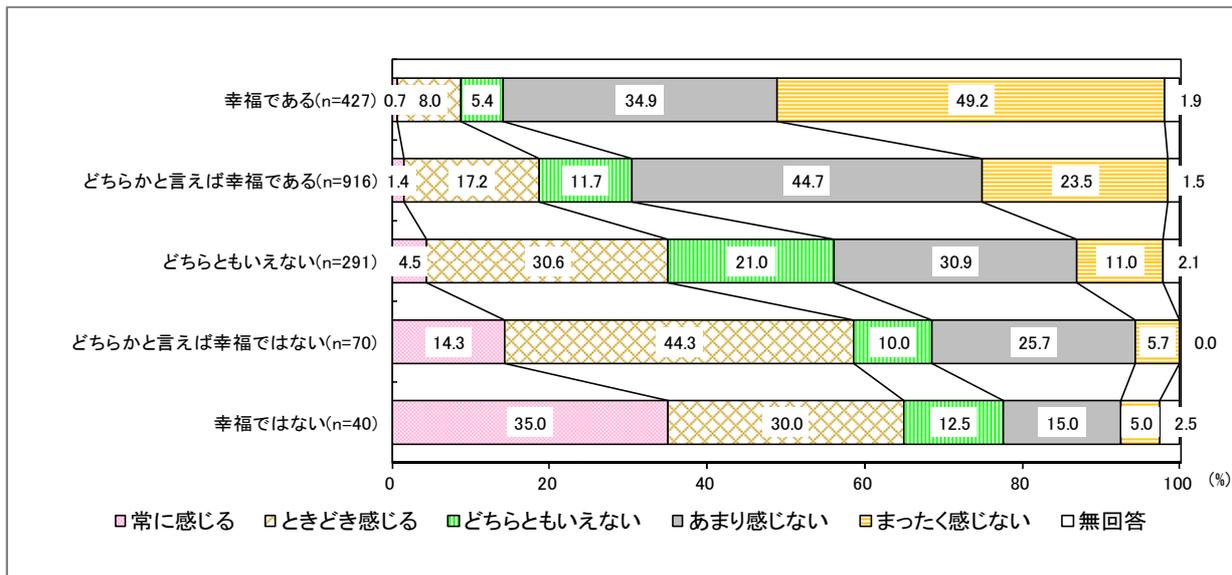
【孤独感について】



【世帯構成×孤独感】



【孤独感 × 幸福感】



コラム 

「市民福祉と SDGs (持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals)」

SDGs という言葉を聞いたことはないでしょうか。下記のイラストを目にすることは増えてきていませんか。SDGs は 2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際社会共通の目標です。貧困に終止符を打ち、不平等と闘い、気候変動に対処しながら、誰も置き去りにしないことを確保するための取組みを進めるため、17 の目標と 169 のターゲットが掲げられています。「3 すべての人に健康と福祉を」や「5 ジェンダーの平等を実現しよう」など福祉に関わる目標も設けられています。

大きなテーマですが、個人での取組みとして「人種や性差別をしない」「薬物を摂取しない」といったことも SDGs の達成のために挙げられています。

SDGs に法的な拘束力はありませんが、多くの企業がこの取組みに賛同し、当事者意識を持ちながら、経済活動を展開しています。



第2章 “こうべ”の市民福祉総合計画 2025 の概要

1. “こうべ”の市民福祉総合計画 2025

市はこれまで、市民福祉条例に基づいて、市民福祉の理念を実現するために、市民福祉総合計画を策定し、市民・事業者・行政の連携と役割分担による先駆的取組みを行ってきました。計画の進捗と社会環境の変化に合わせて見直しを行ってきており、“こうべ”の市民福祉総合計画 2025（以下「本計画」）は、第12次の市民福祉総合計画となります。

本計画は市民福祉における総合計画として、各分野における重点施策を総合的に推進していくとともに、市民・事業者・行政が地域福祉の推進を目指し、ともに築き上げていくための計画でもあります。

また、本計画は保健福祉分野の総合計画として、第5次神戸市基本計画の「神戸づくりの指針」（目標年次：2025年）及び「神戸2025ビジョン」（目標年次：2025年度）とは相互に連携・補完するものです。

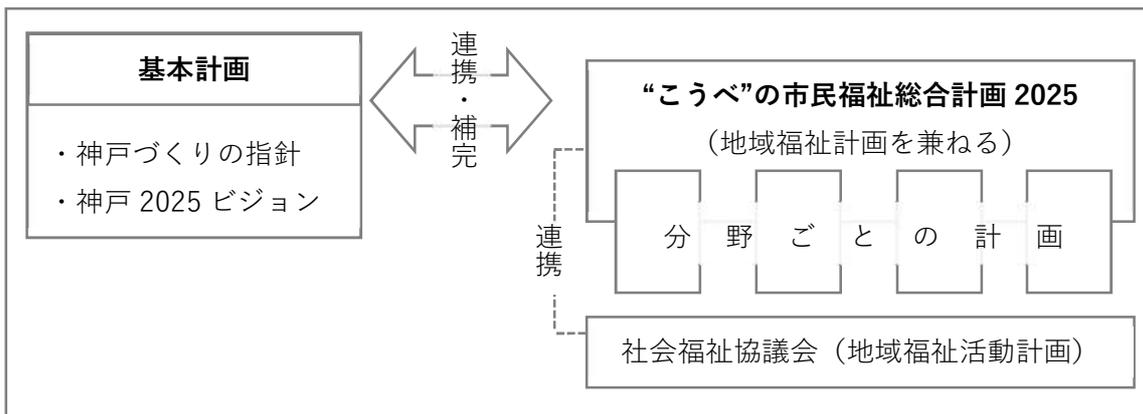
さらに、高齢者保健福祉計画や障がい者保健福祉計画、神戸っ子すこやかプランなどの分野ごとの計画が策定されており、本計画は、これらの市民福祉に関する分野別計画が連携して、市民の課題に対応できるように、分野別計画の理念・目標等を包含するとともに、これらが相互に連携・補完しあう、総合的な計画という意義があります。

なお、「社会福祉法」は、法律の目的に地域福祉の推進を掲げており、「市民福祉条例」に基づく本計画は、計画の策定と実行を通じて、市民・事業者の主体的参画を図り、安心・信頼できる地域福祉社会の構築を図っていくものであることから、「社会福祉法」に位置づけられる「市町村地域福祉計画」を兼ねています。

○本計画の変遷

昭和				平成		
52-54	55-57	58-60	61-63	元-3	4-8	9-13
					市民福祉復興プラン (7-9)	
“こうべ”の 市民福祉計画		新・“こうべ”の市民福祉計画			“こうべ”の市民福祉 総合計画	
第1次 3か年 計画	第2次 3か年 計画	第3次 3か年 計画	第4次 3か年 計画	第5次 3か年 計画	前期実施 計画 (第6次)	後期実施 計画 (第7次)

平成				令和	
14-18	19-22	23-27	28-2	3-7	
“こうべ”の市民福祉 総合計画 2010		“こうべ”の 市民福祉総 合計画 2015 (第10次) (統合)	“こうべ”の 市民福祉総 合計画 2020 (第11次)	“こうべ”の 市民福祉総 合計画 2025 (第12次)	
当初5か年 実施計画 (第8次)	後期実施 計画 (第9次)				
	地域福祉 計画				



2. 基本理念

「“こうべ”の市民福祉総合計画 2025」は、その基本理念を次の通り定めます。



誰もが安心して自分らしく暮らせる市民福祉の実現

～みんなでデザインする福祉の輪～

市民一人ひとりが地域で安全に安心して暮らすことができ、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことができる社会（ソーシャル・インクルージョン）の実現を目指します。

そのためには、年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重し、互いに関わり合いを持ち、協力することが必要です。さらに、市民、事業者、専門機関、行政が連携をより深め、みんなで福祉の輪を広げていきましょう。

本計画では、市民福祉条例の理念に基づき、全ての市民の「しあわせ」、「生活の質向上」を追求するため、2025年を目標年次とし、前計画に続きソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の実現を目指します。

「市民福祉条例」には、「市民は、サービスを受ける単なる受益者ではなく、自ら能動的に参画・活動していくことで、人々が安心して暮らせる地域づくりが行われる」という「市民福祉」の基本理念が定められています。

また、人口減少が進む中で、人々の地域への意識をどのように高めるのかが問われています。既存の地域活動の継続を図る一方で、新たな地域を支える人材と活動を育てる必要があります。

ソーシャル・インクルージョンの考え方により、だれもが自分らしく生きることができ、孤立することなく一員として包み込まれ、多様なかたちで支え合える社会を実現していくこと、さらに孤立を生み出さないことに努めていかなければなりません。

市民が安心して暮らし、また、将来を担う神戸のこどもたちが安心して成長できるよう、市民、事業者、専門機関、行政の連携をより深め、みんなで福祉の輪を広げていきましょう。

3. 圏域・活動エリア

ソーシャル・インクルージョンの実現のためには、取り組むべき内容ごとに必要かつ効果的な圏域を設定し、それぞれの圏域が重層的につながる仕組みが必要です。

こうした仕組みの下で、地域で孤立しがちな住民を見逃さず、孤立を生まない地域づくりにつなげるとともに、地域福祉活動者と福祉専門職だけでなく、多様な主体が協働するネットワークを広げることが大切です。

また、こうした空間的な分類の他に各種テーマで結びつく圏域もあると考えられます。NPO や活動団体、医療機関や事業所、障害者支援センター、こども家庭センター、ひきこもり支援室等の多くの専門機関があり、このような機関を軸に活動を行うことも必要です。

圏域	考え方・取組み（一例）
近隣	<p>日常的な交流により、支援が必要な人を把握し、見守りや日常の支援を行う圏域。</p> <p>民生委員や主任児童委員による見守り等が行われています。</p>
ふれあいのまちづくりエリア (概ね小学校区)	<p>市民相互で困りごとや希望を伝え合い、ともに助け合い、必要に応じて専門機関に円滑につなぐための仕組みを構築していく支え合いの基礎的な圏域。</p> <p>ふれあいのまちづくり協議会が結成され、市民に身近な地域福祉センターをはじめとする、地域に根ざしたふれあいのまちづくり事業が行われています。</p>
日常生活圏域 (概ね中学校区)	<p>身近な地域課題を解決するための、専門的な窓口等が整備されている圏域。</p> <p>あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）が設置され、専門的かつ包括的な相談及びマネジメントを行っています。</p> <p>また、地域団体や多職種が連携することにより住み慣れた場所で高齢者が住み続けることが出来るよう地域包括ケアシステムが構築されています。</p>
区域	<p>個人や地域の複合的な課題を解決する仕組みが整備されている圏域。 (支援者・団体間のネットワークづくり、顔の見える関係づくり)</p> <p>区社会福祉協議会は、地域福祉ネットワークや各コーディネーターへ地域の課題が集まり、各専門機関につなげ解決していく仕組みをつくっています。</p> <p>区役所・支所にくらし支援窓口を設置し、複合的な課題を抱える個人や世帯への包括的な相談支援体制を構築しています。</p>
市域	各圏域の特性を考慮しながら、全市的な施策を進める圏域。

4. 計画を推進する主体

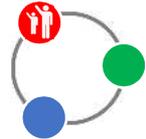
地域生活・地域福祉を支える各主体は、その活動や連携の隙間をつくらないこと、役割が偏重することを防ぐこと、そして、そのつながりをさらに強めていくことが必要です。

主体	担うべき役割・あり方
市民	全ての市民が、ソーシャル・インクルージョンの実現を意識し、人を思いやり、社会とのつながりを維持・構築していくよう努めます。
地域住民組織	民生委員、自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、あるいはふれあいのまちづくり協議会など、地域の住民による諸団体は、コミュニティの絆を深め、参加住民を増やす環境づくりに努めます。
NPO・ボランティア等	小規模なものから生活協同組合、一般社団法人など大規模な組織までの様々な団体が、地域の中でその専門性を生かし、他の主体と協働して福祉課題に対応していくことが期待されます。
社会福祉法人・社会福祉施設等	豊富な人材や専門的なノウハウを、地域に向けても発揮し、他の主体と協働して地域の中の福祉課題に対応するとともに、地域の中のより身近で開かれた拠点としての役割を担っています。
保健医療機関等	市民の健康及び生命を守るため、利用者本位かつ適切な医療等を提供し、医療と介護の連携をはじめ、行政・地域住民組織等なども含めた福祉関係者全体の顔の見える関係づくりといった連携を行います。
地域の企業・事業所	企業の社会的活動（CSR＝企業の社会的責任）として市民福祉・地域福祉活動に参加することが求められます。 また、市民福祉を実現するうえで、労働環境づくりや多様な働き方の推進も含めた雇用の安定及び雇用機会の確保という大きな役割が期待されています。
教育機関等	専門知識・技術を持った人材の育成や、地域における知識拠点・地域の一員として、市民・事業者・行政と協働し、地域主体の生涯学習や防災活動などの取組みを進め、市民の日常生活をより豊かにしていくことが期待されます。
社会福祉協議会	地域福祉の推進を目的とする、地域福祉のネットワークの核となる団体であり、地域福祉活動に関するノウハウ・情報の蓄積とともに、先駆的な福祉事業の企画・提案が期待されています。
行政	地域福祉の推進に向けた仕組みづくりを担う市役所、地域の身近な相談支援機関である区役所や他の公的機関の連携により、行政としての総合力を発揮して幅広いセーフティネット機能を構築し、複雑化する福祉課題への対応やその予防など様々な市民福祉課題に対応していきます。 また、各主体がよりきめ細かな地域福祉活動に参加・参画できるよう、協働して、制度を維持・構築するとともに、必要な支援を行います。

第3章 基本理念を実現するために ～3つの方向性～

本計画に掲げる基本理念の実現に向け、3つの方向性に基づき施策を進めていきます。

方向性1 「みんなが参加、行動できる人づくり」



地域の課題解決には、市民一人ひとりが個性や力を発揮でき、多様性の理解を広げ、互いに関わり合いを持ち協力していくことが重要です。

福祉サービスが有効に機能するためには、地域の一人ひとりの理解を高め、つながりを広げること、さらに日常生活を維持する取組みに多くの人が参加することが大事です。

○現状・今後の方向性

これまでの社会福祉の分野では、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されてきたが、昨今、個人や世帯が抱える問題が多様化し、個別性が高いため、これまでのような属性別の専門的支援だけでは対応に苦慮するケースが増えてきています。

また、地域社会の担い手が減少している一方で、地域活動の多くは高齢者が担っている現状があります。高齢人口が増加していることは、潜在的に地域活動に関わることのできる人口が増えているともいえます

「市民福祉条例」では、市民はサービスを受ける単なる受益者ではなく、自ら主体的に参画・活動していくことが求められており、ソーシャル・インクルージョンの実現のためには、誰もが主体となって参画していくことが必要といえます。

地域の担い手が減少するなかでも、「つながり」を求める若者は増えており、テーマ型のNPOを通じて地域活動に参加する若者が顕在化しています。また、地域の中で高齢者の果たす役割が重要になっており、担い手になろうという気持ちが芽生えたときに円滑に参加できるような仕組みが必要です。あわせて、こうした市民の活動が定着するよう、ボランティア・NPO 団体等への支援や幅広い層の人がボランティア活動に関心を持てるような取組みが必要となります。

社会福祉法人による地域社会への貢献、学校施設を拠点とした地域活動、企業の社会的責任（CSR）の取組みなど、様々な主体による参画も広がりつつあり、このような取組みは今後必要といえます。

方向性2 「安心を保障できる仕組みづくり」



市民一人ひとりが個性や力を発揮でき、助け合いながら暮らしていくためには、市民が安全に安心して暮らせることが保障されていなければなりません。

また、個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化している現状においては、一人ひとりが尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関りを基礎として、自立的な生活を継続していくことを支援していく必要があります。

そのため、行政は、市民の相談を受け止め、市民と支援者がつながり続ける体制を作るとともに全てのライフステージを支えられる福祉サービスの基盤を整備し、一人ひとりの問題に応じた福祉サービスを提供していくことが求められます。

さらに、少子高齢化などの社会課題や科学技術の進歩などにより、生活環境は変化し続けており、これらによって生じる新たな福祉課題に対しても、柔軟に対応していく必要があります。

○現状・今後の方向性

福祉に関連する各サービスについては、支援を必要とする人が確実にサービスを受けられるよう、神戸市障がい者保健福祉計画や神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画、神戸っ子すこやかプランなどにより、それぞれの分野での施設整備など基盤整備を進めてきました。

しかし、少子高齢化や核家族の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化の中で、市民の抱える福祉課題も多様化・複雑化しています。そうした課題に対しては、関係機関の連携による切れ目のない相談体制と様々な福祉課題に対応できる包括的な支援体制を整える必要があります。

そして、市民が福祉サービスを利用するために、福祉に関する情報を容易に入手できるようにするとともに、専門機関への相談方法が分からない人、自らは相談に行きたくない人、

本人に課題があると理解に至らない人など、社会的に孤立している人の支援を行うために、地域に出向き、情報を集めて状況を把握するといった、支援を行う側が早期に、かつ積極的に接点を見つける努力が求められています。

<多様性（ダイバーシティ）の理解>

少子・超高齢社会を迎えた中で、日常的な地域での支えあいや市民一人ひとりの思いやりにあふれ、急増する高齢者をはじめ、こどもや障がい者、妊産婦、外国人、性的少数者など誰もが暮らしやすいまちづくりが不可欠です。相互に人格と個性を尊重し合いながら多様性（ダイバーシティ）を認め合う社会の実現に向けた取組みが求められています。

<権利擁護・虐待防止>

誰もが安心して生活できる地域生活の確保のためには、成年後見制度などの権利擁護やこども、高齢者、障がい者の虐待の防止や配偶者からの暴力の防止が必要です。実態を把握し、その防止や早期発見、早期対応を図るため、迅速かつ的確に対応できる体制づくりが求められます。

<居住の安定確保>

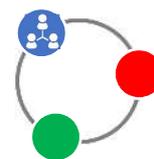
あわせて、誰もが安全・安心に住まうことができるよう、また、自分にあった住まい・住まい方を選択できるよう、高齢者等の住宅のバリアフリー化、特性に応じた住まいの確保、ニーズにあった住まいを選べる住み替えなどの仕組みづくり、子育てに適した住宅供給の支援等に取り組めます。

生活環境は絶えず変化しており、今後、科学技術の進歩や災害等による変化、また、それぞれの家庭を取り巻く環境も変わってくることが想定されますが、こうした課題に対しても柔軟に対応していく必要があります。

○具体的な取組み

- ・ _____
- ・ _____

方向性3 「人と人がつながり支え合う環境づくり」



地域で生活する様々な人が、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクを社会の課題と捉え、また、これまで経験したことのないような、既存の制度だけでは解決できない地域福祉課題に対応するために、市民・事業者・行政といった地域に関わる様々な主体がつながる基盤（福祉プラットフォーム）をもち、お互いに連携を取りながら課題解決へ進んでいける環境が必要です。

○現状・今後の方向性

現在各地域では、ふれあいのまちづくり協議会が地域福祉センターの管理運営や地域の実情に応じた様々な福祉活動を実施したり、民生委員が地域の要支援者等の訪問や相談など地域住民が安心して暮らせるような支援を行ったり、地域福祉の推進主体として様々な活動をしています。

既存の制度・枠組みでは解決できない地域福祉課題については、市民・事業者・行政といった多様な主体が話し合いや活動を通じて、取り組んでいく必要があります。

そのためには、区社会福祉協議会をはじめとして生活課題を抱える人やその支援に携わる人など多様な主体がネットワークを構築した上で、地域福祉課題を解決するための新たな仕組みや取組みについて協議する場（福祉プラットフォーム）を設ける必要があります。

さらに複雑化・多様化する地域課題に対応していくためには、区域における多職種・多団体でつながるネットワークの一層の充実が求められています。現在、各区社会福祉協議会に配置されている地域福祉ネットワークは、このネットワークづくりの中心的な役割を期待されており、地域団体や専門機関等との関係づくりや新たな担い手の発掘等、関係者とのネットワークづくりを行ってきました。これまでに構築した既存のネットワークも生かしながら、今後も潜在化するニーズの把握や、様々な相談に対応する支援の仕組みづくりが求められています。

地域課題が複雑化・多様化するなかで、地域で支援を必要とする人を住民同士で見守り支え合う地域づくりを目的とした総合的なコミュニティ支援が求められています。支援を必要とする人を孤独にしないように、また、問題の深刻化を未然に防ぐためにも、身近な居場

第4章 計画の検証と評価

1. 計画の進行管理

「“こうべ”の市民福祉総合計画 2025」の実施期間である令和3年度から7年度までの5年間は、地域資源の結集により、市民の深刻な課題に向き合い、克服できるよう取り組むとともに、次代に展望を見出すため、新しい芽を成長させる取組みを行う重要な期間です。

地域課題が複雑化・多様化するなかでも、誰もが安心して自分らしく暮らせるためには、福祉サービスと包括的な支援体制の整備とともに、市民一人ひとりの参加、そして、それら地域に関わる様々な主体がつながる基盤をもち、連携していくことが必要となってきます。そのため、計画の進行管理においては、従来の量的指標だけでなく、市民の意見も取り入れることで、課題の解決や予防・早期発見を目指し、検証を進めていきたいと考えています。

2. 検証・評価のイメージ

検証・評価については、大きく以下のような方向で進めていきます。

- ① 3つの方向性ごとに目標（アウトカム）を想定。
- ② 各方向性の推進（アウトカムの実現）のための視点を整理
- ③ ②に資する事業・取組みの整理と参考指標（アウトプット項目）を整理
- ④ ③の指標や市民の意見をもとにアウトカムを検証
- ⑤ 検証結果より施策の重点化や目標の修正を行う



それぞれの方向性ごとのイメージは次の通りです。

方向性1 「みんなが参加、福祉の環境づくり」

①参加しやすい地域づくり

市民が地域づくりに参加できるように、地域での合意形成を図る仕組みづくりや、市民が参加するための健康寿命の延伸といったことに取り組む

- (例)・集まりやすい環境づくり (地域福祉センター等)
- ・シルバーカレッジや老人クラブ
 - ・ソーシャルブリッジ、市民福祉大学 等

②参加の継続と定着を促進 (活動の支援)

市民の活動が継続、定着するような支援に取り組む

- (例)・参画と推進助成、NPO 支援 等

アウトカム

(量的指標)

- ・各事業の参加者や利用者の人数や活動団体数の増加

(質的指標)

- ・参加者や利用者が、それらの事業があることを理由に、市民福祉が向上する。
- ⇒事業課協力のもと、利用者アンケート等により検証

- ・この方向性が市民参加の必要性を謳っていることから、「参加する」「定着する」という2つの視点で整理



方向性2 「福祉による安心できるくらしの提供を」

①各分野施策を横断化する包括的な総合支援体制の整備

福祉サービスや相談窓口についての情報を簡単に入手できる仕組みづくりおよび多様化・複雑化する福祉課題への対応

- (例)・くらし支援窓口、地域福祉ネットワーク、ひきこもり支援室
- ・権利擁護、障害者差別防止
 - ・貧困の世代間連鎖の防止（保護、生活困窮、ひとり親支援等）
 - ・就労支援

②その人らしい暮らしの実現への取組み

これまで孤立していたり、生きづらさを感じていた人・世帯の暮らしやすさを向上させる。新たな福祉課題への対応。

- (例)・居場所づくり（サードプレイスの確保）
- ・ユニバーサルデザイン
 - ・「しごと」の確保
 - ・認知症神戸モデル

アウトカム

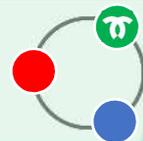
(量的指標)

- ・認知度の上昇
- ・これまで孤立していた人、世帯の相談件数の上昇

(質的指標)

- ・サービスの受け手となる市民が、支援を受けたことにより、孤独感が減少する。
 - ・これまで孤立していた市民が相談窓口につながり、適切なサービス利用につながる。
- ⇒ネットワークや相談員等からのヒアリング、事例提出等により検証

- ・多様化・複雑化するあらゆる福祉課題をも取りこぼさずに対応する
- ・新たな居場所やつながりを見つけたり、生きがいや役割づくりを目指す



方向性3 「さまざまな人が手を取り合い 課題解決を目指します」

①地域活動主体の連携を強化する取組み

市民・事業者・行政の連携を強化させる。

(例)・区社協、地域福祉ネットワーク（コミュニティソーシャルワーカー）

- ・ふれあいのまちづくり協議会
- ・ほっとかへんネット
- ・自立支援協議会、要対協、地域包括ケア等
- ・民間事業者との連携
- ・要援護者支援

②地域共生社会の促進（啓発）

市民ひとりひとりが地域の一員であることを意識できるよう、地域共生社会・ソーシャル・インクルージョンの理念を浸透させる取組み（実際の活動でつながっていなくても、同じ理念を持つことにつながっている地域）

(例)・人権啓発事業（マイノリティへの支援も含む）

- ・地域でこどもを育む視点
- ・SDGs や IT を活用した取組みの紹介

アウトカム

(量的指標)

- ・各事業の参加者や利用者の人数や活動団体数の増加

(質的指標)

- ・参加者や利用者が、それらの事業があることを理由に、市民福祉が向上する。

⇒事業課協力のもと、利用者アンケート等により検証

- ・関係機関の連携強化の視点
- ・認識面から、理念や考え方の啓発を進める



「多様化する人権課題」

人権が尊重される社会を実現するためには、市民一人ひとりが、自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解を持つとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、相互に尊重しあい、その共存を図っていくことが重要です。

性別・身体的能力や特徴、年齢、国籍、価値観や生き方など、人にはさまざまな違いがあります。すべての人が、互いにそれぞれの違いを認め、多様性（ダイバーシティ）を尊重し合うことは、一人ひとりが尊厳を持って自分らしく生きる権利といえます。

近年では性の多様性についての報道も耳にする機会が増えてきました。性については多様なあり方があり、LGBT(※1)という言い方で知られるようになってきましたが、SOGIE(ソージー)(※2)という性の多様性を表す言葉もあります。

日本では男女の性区分と異性愛を前提とする社会のなかで、それに該当しない人達は、差別や偏見の対象となることをおそれ、周囲に自分の性のあり方を知らせられなかったり、多数者の性のあり方のみを前提とした価値観を押し付けられたりして苦しんできました。

性別や性的指向に関わらず、その人自身が自分らしく生きていくための権利が尊重されるよう、性の多様性についての正しい知識と差別や偏見をなくすための教育・啓発を実施していきます。

また、神戸市に居住する、多様な民族文化に彩られた外国人の存在は、神戸市の国際性を示すひとつの象徴ともいえます。多くの分野でグローバル化、ボーダーレス化が進むなかで、国籍や民族の違いを問わず、すべての人がお互いの違いを認め合う「多文化共生社会」の実現が求められています。神戸市では、その実現にむけて「神戸市外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例」を制定しました（令和元年度）。今後この条例に沿った施策をすすめていきます。

さらに、日本固有の問題として歴史制度に起因する同和問題があります。平成28年には「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立するなど、部落差別の解消に向けたさらなる推進が求められています。神戸市でもこれまで積み上げられてきた成果を踏まえて同和問題への理解を深め、差別意識を解消するための教育・啓発に取り組んでいきます。

※1 LGBT…L:lesbian(女性同性愛者)、G:gay(男性同性愛者)、B:bisexual(両性愛者)、
T:transgender(「からだの性」と「こころの性」が一致せず、からだの性と異なる性別を生きようとする人)

※2 SOGIE…SO:sexual orientation (性的指向)、GI:gender identity (性自認)

資料編

1. 分野別計画等

神戸市では、高齢者保健福祉計画や障がい者保健福祉計画、神戸っ子すこやかプランなどの分野ごとの計画が策定されており、「こうべ」の市民福祉総合計画 2025」は、市民福祉の総合的視点からこれらの市民福祉に関する分野別計画と相互に連携・補完しあい、課題解決に向けて隙間を作らないよう対応していくとともに、地域福祉の視点から市民や事業者の主体的参加により、地域福祉の推進を図っていききたいと考えています。

計画・概要
第 8 期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画（2021～2023） 「老人福祉法」に基づき、高齢者への福祉サービス全般にわたる供給体制の確保に関する計画（高齢者保健福祉計画）と、「介護保険法」に基づき、介護保険給付の対象となるサービス種類ごとの量の見込み、当該見込量の確保のための方策等を定める計画（介護保険事業計画）を、一体的に策定したもの
神戸市障がい者保健福祉計画 ※名称未定 「障害者基本法」に基づく、市の福祉・保健・医療など障がいのある人の基本的な施策に関する市町村障がい者計画
神戸っ子すこやかプラン 2024（2020～2024） 子どもの健やかな育ちと子育て支援を推進する総合的な計画として、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法に基づき策定する行動計画
神戸市住生活基本計画 ※名称未定 「住生活基本法」の趣旨を踏まえ、市民の安全で豊かな住まいの実現を目指し、住まい・住まい方に関する施策の方向性等を示した計画
神戸市男女協働参画計画（2021～2025） 「神戸市男女共同参画の推進に関する条例」に基づいて男女共同参画社会の実現を目指す計画であり、「男女共同参画社会基本法」に規定する「市町村男女共同参画計画」に該当するもの

第3期神戸市教育振興基本計画～明日につなげる 新・こうべ教育プラン～（2020～2023）

「教育基本法」に基づく地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本的計画

“こうべ”の社会福祉協議会中期活動計画 2025（2021～2025）

「“こうべ”の市民福祉総合計画 2020」と連携・調和を図り、地域福祉を推進することで神戸市民が住み慣れた地域でいきいきとすこやかに暮らしていくことを目的とした神戸市社会福祉協議会活動計画及び各区社会福祉協議会の活動指針

神戸いのち大切プラン（2017～2022）

市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す計画であり、「自殺対策基本法」に規定する「市町村自殺対策計画」に該当するもの

「人権教育・啓発についての基本方針」

SDGs（持続可能な開発目標）2030 前文に掲げられている「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を実現する」という理念は、人権尊重の精神そのものであり、神戸市もすべての施策の基礎に人権尊重の考え方を置き、異なる価値観、文化をお互いに認め合い、理解しあう「人間尊重のまち」を目指していきます。基本的には以下の方針で進めていきます。

人権教育

人権尊重の理念について基礎的な知識を体得し、人権が持つ価値や重要性を共感的に受け止めるような感性を培い、自分や他者の人権を守る態度や行動力の育成を目的とします。

学校教育の中では、自己実現の力の育成、共生の態度の育成、偏見や差別の解消、人権感覚豊かな学習環境の創造を目標に、人権の意義やその重要性を理解し、日常生活の中で人権を尊重する意識がその態度や行動として表れる人権感覚の習得を目指して教育活動の充実を図ります。

また、市民・事業者・行政が連携を進め、多様な学習機会や場を提供し、市民の人権学習の機会を充実させていくとともに、人権尊重の意識が育まれる環境づくりを推進します。

人権啓発

「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を実現する」ためには、一人ひとりに人権尊重の理念を普及させ、それに対する理解を深めることを目的として広報その他の啓発活動を行っていく必要があります。女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、感染症患者、難病患者、犯罪被害者、性的マイノリティ、ホームレス、拉致被害者等さまざまな人権課題があり、神戸市全体として人権を守るための啓発や取組を進めています。

人権相談

人権問題は、誰もが思いがけず自分に関わる問題となる可能性があります。そのため日頃から人権救済制度や相談機関についての情報を周知していきます。

また、必要に応じて他の適切な機関につなぐ、複数の機関が連携して対応するなど、さまざまな機関と連携し、途切れのない支援を行うよう努めます。

2. 「“こうべ”の市民福祉総合計画 2025」策定までの取組み

	本会	計画策定・ 検証会議	ワーキンググル ープ (WG)	内容・関係の取組み
令和元年 10月		キックオフ (10/17)		・計画策定の方向性について
11月				「市民福祉に関する行動・意識調査」の実施
令和2年 2月			第1回 (2/6)	・WGの内容・進め方や次期計画策定に向けて
3月			第2回 (3/6)	・市民アンケート結果報告・分析 ・基本理念・基本方策(案)意見出し
5月			第3回 (5/25)	・関連施策説明(児童福祉施策、認知症神戸モデル) ・骨子(基本理念・基本方策)意見出し
6月		第1回 (6/12)		・WG進捗報告・意見聴取 ・「“こうべ”の市民福祉総合計画2020」総合評価
			第4回 (6/22)	・関連施策説明(高齢福祉/介護施策、障がい福祉施策) ・骨子(基本理念・基本方策・検証評価方法)意見出し
7月			第5回 (7/27)	・関連施策説明(生活困窮者自立支援事業、社会貢献支援事業) ・骨子(基本理念・基本方策・検証評価方法)意見出し
8月		第2回 (8/31)		・計画(素案)意見聴取
9月			第6回 (9/29)	・福祉関係者よりヒアリング ・計画(素案)意見聴取
11月	第1回 (11/6)			・計画(素案)の報告・審議
11月	今後追記予定			
12				
1				
2				
2~3				
R3				

3. 市民福祉調査委員会名簿

◇市民福祉調査委員会

氏名	役職名
【学識経験者】 (敬称略・五十音順／◎委員長 ○副委員長)	
植戸貴子	神戸女子大学健康福祉学部教授
大串幹	兵庫県立総合リハビリテーションセンター診療部長兼リハビリテーション科部長
○大和三重	関西学院大学人間福祉学部教授
置塩隆	神戸市医師会会長
奥村比左人	神戸労働者福祉協議会副会長
小野セレスタ摩耶	滋慶医療科学大学院大学准教授
柏木登起	特定非営利活動法人シミズシーズ代表理事
黒川恭眞	神戸市社会福祉協議会施設部会部会長 (神戸市保育園連盟理事長)
佐々木利雄	神戸市自治会連絡協議会事務局長
高木佐和子	兵庫県弁護士会弁護士
高田哲	神戸大学名誉教授・神戸市総合療育センター診療担当部長
玉田はる代	神戸市婦人団体協議会会長
辻幸志	特定非営利活動法人こうべユースネット理事長
中川寿子	生活協同組合コープこうべ常勤理事
成田康子	兵庫県看護協会会長
西垣千春	神戸学院大学総合リハビリテーション学部 教授
橋本好昭	神戸市民生委員児童委員協議会理事長
服部祥子	大阪人間科学大学名誉教授
松井年孝	神戸市社会福祉協議会施設部会副部会長 (神戸市老人福祉施設連盟理事長)
松岡健	神戸新聞社論説委員
松端信茂	神戸市知的障害者施設連盟会長
◎松原一郎	神戸市社会福祉協議会市民福祉大学 学長
三宅雅也	神戸商工会議所総務部長
(桜間裕章)	神戸新聞社常勤監査役
(関口幸明)	神戸商工会議所理事・総務部長
【市会議員】	
大野陽平	市会議員
外海開三	市会議員
高橋ひでのり	市会議員
たなびき剛	市会議員
徳山敏子	市会議員

山 本 じゅんじ 市会議員
 (大 井 としひろ) 市会議員
 (岡 村 正 之) 市会議員
 (さとう まちこ) 市会議員
 (軒 原 順 子) 市会議員
 (林 まさひと) 市会議員

令和2年9月28日現在

() 内は前任者 役職は令和元年12月5日時点

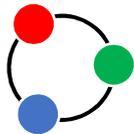
◇市民福祉調査委員会計画策定・検証会議

氏 名	役 職 名
	(敬称略・五十音順/◎会長)
上 村 敏 之	関西学院大学経済学部 教授
金 子 良 史	兵庫区ほっとかへんネット代表
竹 内 友 章	東海大学健康学部 助教
玉 置 和 美	神戸市社会福祉協議会 福祉部地域福祉課長
中 川 寿 子	生活協同組合コープこうべ 常勤理事
中 村 順 子	(特非) コミュニティー・サポートセンター神戸 理事長
中 村 祐 介	株式会社あらたか 代表取締役社長
◎ 西 垣 千 春	神戸学院大学総合リハビリテーション学部 教授
長谷川 和 子	つつじが丘ふれあいのまちづくり協議会 委員長
吉 岡 洋 子	大阪大学大学院人間科学研究科 特任准教授

◇市民福祉調査委員会計画策定・検証会議ワーキンググループ

氏 名	役 職 名
	(敬称略・五十音順/◎座長)
岸 田 耕 二	社会福祉法人すいせい 理事長
竹 内 友 章	東海大学健康学部 助教
富 永 貴 之	市民委員 (神戸市ネットモニター) ※
◎ 西 垣 千 春	神戸学院大学総合リハビリテーション学部 教授
松 浦 綾 子	市民委員 (神戸市ネットモニター) ※
吉 岡 洋 子	大阪大学大学院人間科学研究科 特任准教授

※市民委員は、第4回・第5回WGに参加

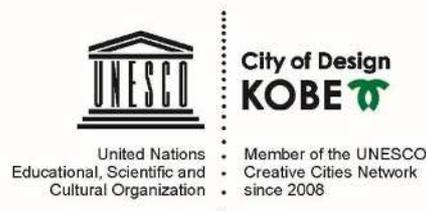


ソーシャル・インクルージョン (social inclusion, 社会的包摂) とは？

だれもが自分らしく生きることができ、孤立することなく一員として包み込まれ、多様なかたちで支え合える社会を作っていこうという理念です。

そのような皆が共に生きる社会像を、地域共生社会とも呼んでいます。

また、一方的でなく、互いに支え合うということ、また、だれもが社会の一員としてつながっているということから、本計画ではソーシャル・インクルージョンを「福祉の輪」と表現しています。



“こうべ”の市民福祉総合計画 2025 令和〇年〇月発行

発行：神戸市福祉局政策課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話 (078) 322-5198

神戸市広報印刷物登録 令和2年度第***号 (広報印刷物規格A-6類)

※本計画に掲載している写真の転載を禁じます。

令和2年度第5回神戸市市民福祉調査委員会
計画策定・検証会議ワーキンググループ議事要旨

1. 日時 令和2年7月27日（月）午後1時30分～午後3時30分
2. 場所 神戸市役所1号館8階大会議室
3. 議題 (1) 生活困窮者自立支援事業について
(2) 社会貢献支援事業について
(3) 次期“こうべ”の市民福祉総合計画について

開 会

議 題（1）生活困窮者自立支援事業について

（事務局より資料1の説明）

（委員）

神戸市の強みの部分についてよくわかった。

生活保護の捕捉率の低さ、全国的に3割といわれているが、そういった中での相談窓口ということで、くらし支援窓口の相談に来たが、実際には生活保護相当だったというような市民もくるかと思うが、実際に制度が始まって、くらし支援窓口の相談だったが実は生活保護相当だった、逆に生活保護の相談にきたがくらし支援窓口の相談だったというような割合はわかるものか。市民アンケートでも、相談窓口がないことに対する不安といったポイントが高かったりするるので、重要なポイントかと思う。

（事務局）

把握はできていない。一つの窓口で「くらし支援窓口」「生活保護」という二つの看板があり、一人の職員が二つの顔で相談を聞くので、なかなか仕分けもしづらい。実際に「住居確保給付金の相談」だったが「生活保護相当だった」というような例はよく聞くが、数としてカウントするのはなかなか難しい。

（委員）

P5の相談件数について、相談件数約2,000件に対して、内訳が約1,000件が保護というわけではないか
この差分は生活保護というわけではなくて、相談のみといったような人が含まれているということか。

（事務局）

そのとおり。この差は埋めたいと思っていて、ただ単の相談でも、例えば生活リズムを整えたいという相談であっても「例えば朝9：00に区役所に電話する」といったプランの作成も可能かと思う。

(委員)

生活保護を新規で受ける人はくらし支援窓口を通すということか。

(事務局)

そうである。

(委員)

神戸市の強み等よくわかった。

質問だが、相談に来る人について神戸市の特徴のようなものがあるなら教えてほしい。

また、くらし支援窓口は総合相談窓口としてもものすごく専門性が高いと思うが、どのような相談員が対応しているのか知りたい。

(事務局)

相談者の神戸市の特徴は特に把握できていない。

相談員については、もともと生活困窮者自立支援事業が始まる前から生活保護の初回面談窓口として、生活保護の他法他施策優先の原則に沿った制度運用を行うために各制度への知識が豊富な職員が配属されている。生活保護のCW経験のある職員も多い。

さらにくらし支援窓口の相談員についても、人材派遣会社へ、福祉や職業相談等の経験者の派遣をお願いしているので、そういった職員が充てられている。

(委員)

当法人でも生活困窮者自立支援事業制度の就労準備支援に取り組んでいる。

よく聞くのは、福祉事務所の職員から「ある人が就労の相談に来ているけど、どうも発達に偏りがありそうだが、見立てをできる職員がいない」といった相談を受け、何回か区役所に出向いて、一緒に相談を聞いた。

また、神戸市はハローワークも区役所に設置されており、すごくいい取り組みで、いい方向性だと思う。

個人的に思っているのは、同じような境遇のピアカウンセリング的なことをできればいいと思う。生活困窮のピアグループは全国的に見てもあまりない。うまくいった事例とかを出し合えれば、同じく困窮している人の支援にもなる。もう一つ重要なことは、企業も巻き込んでいくこと。

(事務局)

たしかに初回アセスメントで医療アプローチが必要か否かわかればその後のアプローチも速やかになる。しかしどのような相談にしろ、信頼関係の構築がまず必要となる。支援者は医療受診や障害者就労の対象と考えていても、本人は一般就労目指しているというようなこともある。そういった方も含めた寄り添った支援が必要かと考えている。くらし支援の窓口の重要な使命として、関係機関へのつなぎもあるので、そういった成功事例も含めて、伝えていければいいと思っている。

(委員)

住居確保給付金制度について、コロナ禍になって初めて知った。

市民の中でも、「とりあえず区役所に行けばなんとかなる」と思う市民もいれば、「めんどくさいから区役所には行かない」と思う市民もいる。それは、例えばコロナで減収したとしても、市の制度もあって、国の制度もあって情報が過多であるからかと思う。市民からすると国だろうが市だろうが同じ公的サービスなので、国と市が連携して「どの制度が使えるか」を示してもらえるといいと思った。

(委員)

くらし支援係に相談業務が集約して負担がかかっている印象がある。くらし支援係の先になにか専門的な組織があるといいかと思った。くらし支援窓口の相談は、生活費がないということから出発すると思う。ハローワークとの連携も挙げているが、やはり職業紹介はハローワーク求人がメインか。

(事務局)

主にはハローワークとなる。例えば障がい者で長時間勤務できない人は超短時間雇用といった仕組みも構築されており、いろいろなマッチング方法が考えられる。

(委員)

市には様々なコネクションがあると思うので、いろいろ紹介しながら職業紹介の幅を広げてほしい。

(委員)

各委員から出てきた意見は、市民がどういうふうに関口につながっていくかというところ、アウトリーチをどのようにかけていくかという工夫も必要ということかと思う。

大阪府の生活困窮者自立支援事業に関わっている中で、700～800人のCSW（コミュニティソーシャルワーカー）がいる。緊急の経済的支援が必要なケースが600～700件

程度ある。大阪府は十数年の蓄積で、かなり制度が構築されているが、それでも困窮者の件数が減らない。おそらくコロナで増える一方かと思う。おそらく生活困窮者については、高齢者というよりは若い方が多く、また女性の割合も半数近いことからひとり親世帯とか、様々な問題が見えてくるかと思う。

今後、おそらく総合計画を考えていくときにどういう視点でつくるのかを考えるのが委員の責任で考えていく必要がある。その中でくらし支援窓口とはかなり密な連携が必要と考えている。今後とも情報交換をさせていただければと思う。

議 題 (2) 社会貢献支援事業について

(事務局より資料2の説明)

(委員)

活躍している NPO は神戸市にもたくさんあるが、それぞれがつながっていない状態だと思う。こういった制度でつながり、且つ市民にわかるようにしていくことが必要。

現場で話していると、財源の少なさが目立つ。委託ではやはり大きなお金は渡せないのと思うが、彼らの背中を押すような(例えばクラウドファンディング等で収益が得やすくなるような仕組み等) 枠組みにしていくなどの支援が必要かと思う。さらに自主的に事業計画をたてる手段を示すとか、広報についても神戸市の看板を貸すとかできれば取り組みがさらに充実すると思う。

さらにそれを見た若者が、こういった取り組みがあるのだと感じて、自主的に活動することにつながっていく。

(事務局)

まさに今そういったことを考えており、直接補助金等を渡す方法というよりは、例えばクラウドファンディングのライティングの部分についても支援するというようなことができれば、活躍できる団体がさらに増えると考えている。

(委員)

今日もこのあと、中小企業の方に向けて SDGs の説明をとある NPO が行ってくれるのだが、そういう活動は企業にとってもプラスになるので、こういった活動が充実した社会になってほしいと思う。

(委員)

行政として地域の活動の芽が出る支援をしていると思うが、社会貢献の事業なんかで、社会課題を解決していくといったときに、背景として多様化する社会課題がある中で NPO だ

ったり地域の活動というものの重要性を意識されていることが理解できた。一方で、社会課題そのものは、一企業や地域の一 NPO だけで解決することが、先駆的にやっているということと、おそらく社会課題を解決することを目標とすると、後ろからマスの的に追っていく役割が重要かと思うが、そういったものの今まで見えていなかった課題が見えてきて、新しく行政の社会課題として認識されたというようなケースはあるか。

(事務局)

我々も助成金を出している関係で、こういう社会課題でありますよねという投げかけを、例えば経済観光局産業振興センターとタイアップして、起業を目指す方等にセミナーを実施している。他都市から学べることも多くあるが、神戸における神戸の社会課題については、定例で行っているセミナーのほうで、いろいろ話を伺って、例えば雇用の課題だとかを解決したいという人がいたら、ソーシャルビジネスにつながっていくということになるかと思う。

(委員)

プラットフォームのことで質問がある。平成 15 年から実施されているとのことだが、何か難しい課題はあったかということと、今はやはりプラットフォームについては NPO がメインか。

(事務局)

平成 14 年協働と参画の推進条例ができて、行政と地域がお互い汗をかいて活動しようという時代になり、「プラットフォーム」が進んできた。その中で協働と参画推進助成があり、毎年見直しをしているが、在り方自体は、基本的に行政と市民、活動している NPO が連携していく姿勢は変わらず、これからも引き継ぐべきところかと思う。

課題については、NPO の高齢化等もあり、イノベーションを起こすこと等がなかなか難しい。

(委員)

NPO がソーシャルビジネスを考えたときに 1 福祉事業に特化することと、2 サービス業に特化（飲食等）が主流かと思う。製造業は向かないのかなと思う。

高齢化もそうだが、もらえる助成金が年々少なくなっており、民間から出る助成金も以前はあったが、なくなってきている。

たくさん助成しても成功するものというわけではないが、行政として助成金が少ないのは否めないところかなと思う。どこまで責任をもって支援していいのか検討が必要だと思う。

(事務局)

金額についても検討しており、たとえば、神戸市は10割補助となっており、他都市と比較してもなかなかない形態である。狙いとしては、小規模の事業も救い上げたいといった思いがある。また、産業労働系が対象というわけではなく、ソーシャルビジネスとして助成しているのは神戸市ならではといえる。

(委員)

社会課題を解決すると書かれているが、こういった活動で見つかった社会課題は、例えばくらし支援窓口と連携してそこにフィードバックされているのか。

神戸市は市民の意見を聞く機会(ネットモニターやアンケート等)を設けていると思うが、最終的にこういった市民の声がちゃんと関連部署にフィードバックされているのかなと思うことがある。

(事務局)

例えばコロナの関係で、4団体にソーシャルビジネス推進助成を追加しているが、庁内周知が重要かと思っていて、プレスリリースを毎日確認している部署から活動団体を紹介してくれることもある。

(委員)

つなぐラボでソーシャルビジネス支援をしているということで、様々なところで助成金があつて、なかなかどの活動がどの助成金の対象となるのかの整理がいるのかと思った。今後検討していただければありがたい。

議 題 (3) 次期“こうべ”の市民福祉総合計画について

(事務局より資料3・4の説明)

(委員)

簡素化は前提となっていると思うので、ページ数等はいいかと思う。

(委員)

他の自治体のも少し見たが、長文になってはいけないとは思いますが、少しだけでも「現状と課題」を記載すべきかと思う。他都市のものであれば町内会の人数が減っている等の課題があり、その解決に向けてこうするという書き方になっている。背景があつて目標がある方がいいのでは。

あとは概念的な3の柱に、具体的にどういったことをぶら下げるのかを考えたい。例えば1つ目の柱であれば居場所だとかになると思う。

また、ソーシャルインクルージョンの説明だが、これはどこからか引用したものか。

(事務局)

ソーシャルインクルージョンの説明については、国の地域共生社会のまとめから引用し、市民に読みやすいものに変換したものになる。

(委員)

個人的な感想でいうと、助け合うということの前にソーシャルインクルージョンという考え方をもち社会全体を包み込むということが、読んでわかる記載が必要かと思う。

みんなを包み込んでいる社会といった表記がいいかと思う。

(委員)

追加になるが、概要版で1ページを使ってソーシャルインクルージョンの説明がされてしまっているが、ややもったいないと思う。神戸市としてのソーシャルインクルージョンの説明が必要かと思った。国の地域共生社会まとめが使われているとのことだが、例えば神戸市のアンケートの結果を記載するだとか、高齢化のことだとかを記載し、神戸の中で、自分たちも含めてどう関わればいいのかということがイメージできる文章があればいいかと思った。すごく難しいが……。読んでいて、自分たちも参加したいと思えるようなものが必要かと思った。

そこにプラスして、課題や重点目標があって、3つの柱があればつながっていったほうが、行政の取り組みが伝わる。神戸市のソーシャルインクルージョンの目標が見る人視点が必要。私も一緒に考えていく。

(委員)

全体的にまとまっており、ページ数も減っておりいいかと思う。国の指針に沿わないといけなくてやはり文字数が増えるかと思うが、やはり絵やイラスト等があったほうがわかりやすいので必要かとは思ふ。

(委員)

簡略化することと、文章をまとめてもらうのはいいと思う。

以前から視聴率を上げたいと言っているが、やはりそこにこだわりたいと思っていて、入り口部分に挿し絵等があればいいと思う。「手に取りたいと思うか」という視点での冊子づくりが必要。例えばキャラクターや有名人が載っていればそのファンは手に取る。表紙にはお金を投下すべきかと思う。まず手にとって開いてもらわないといけなからかと思う。

そして、冊子を開いたときにソーシャルインクルージョンの話が出てくるが、みんなが我

が事とつながる掲示が必要。

例えば、吹き出しで「健康じゃなくなったらどうしよう」といった不安を記載して（我が事）、神戸市はこうやっていきますという記載があって、ソーシャルインクルージョンに沿ってやっていきますという物語の記載が必要かと思う。我が事からソーシャルインクルージョンへつなげる視点が必要。ソーシャルインクルージョンの認知度が上がることが、市民福祉の向上になるという視点で。

（委員）

ソーシャルインクルージョンが推しであることはわかる内容である。委員がおっしゃっていたが、ソーシャルインクルージョンという単語の、ソーシャル＝「社会」と、インクルージョン＝「包括」ということを伝えたいのだと思うが、そこをもう少しわかりやすくできればいいと思う。

また、これを実際自分が手に取りたいかといわれると、取らないかなと思う。神戸市でもいろいろな冊子があるが、一度並べてみて比べてもいいのでは。

あと、もっと文章を減らしてほしいかと思う。文章は本編に記載してもらって、そのほうが人にも薦めやすい。

（委員）

ソーシャルインクルージョンという方法はポイントだが、どういうことだということをはっきり伝わるほうがいいかと思う。

この計画はずっとソーシャルインクルージョンという理念を挙げているが、なかなか浸透していないことが課題。次の計画期間の終了時である5年後に神戸市の福祉の状況がどうでありたいかが必要。

一つ、ソーシャルインクルージョンも大事だが、包み込むということの中身は、つながっていくことであったり、いろいろな人の課題を知っていくことであると思う。そこで「連帯（ソリダリティ）」という考え方はどうか。一歩踏み込んだ表現になるかと思う。

（委員）

みなさんにわかりやすくと言い切る中で伝えると、個人的にムーミンの世界観が好きである。いろいろなキャラクターがいて、お互いが排除せず、みんなが町をつくっていく世界観。いろんな人がいろんな協力をしていこうよという感じ。

私の中で8歳ぐらいのこどもにわかる内容であれば、みんながわかるものと言えると思う。いろんな人がいてみんなが協力するんだということがわかればいい。

（委員）

3本柱は本編で書くことにして、概要版のほうには、例えば横割りで取り組みますとか、

こんな相談載れますという事例を載せるとか、神戸にいろいろあるということを書けばいいかと思う。地域福祉ネットワークのこととか。概要版はそうしたほうがいいのでは。

(委員)

神戸市の広報物で、交通局では新車が出るときに車両のパンフレットを出しているが、観音開きになっており、内容もわかりやすいので参考になる。ノウハウも庁内であれば共有しやすいのでは。

(委員)

次のテーマを社会連帯につなげるとすると、市民と一緒に地域が育っていくということが重要で、この冊子が、今であれば様々な人が手を取り合って解決しますという内容になるが、ソーシャルインクルージョンの理念に向けて具体的にこういう場がありますよということがわかればいいかと思った。実際に参加しなくても「自分たちもここに参加できるんだ」というイメージがわくだけでも効果がある。

(委員)

それと、SDGsをもう少し出したほうがいい。また、神戸市の特性として「デザイン」「医療」「先端技術」の3つの取り組みは、神戸市民として知っておくべきかと思うので、取り上げてほしい。冊子に盛り込むかは別として、それがわかるような仕掛けが必要。

(委員)

様々な意見が出たかと思う。今後、具体的な案が浮かべば事務局に伝えてもらえれば。

(事務局)

簡素化する中でも、ストーリー(課題があって解決する)を記載する必要があるかと意見を受けて感じた。見せ方についても今後庁内で精査し再構成する。

最低限必要な情報も記載したい。事務局のほうでまとめていきたい。

(委員)

総合福祉計画だけに、どこを意識して将来に向けて全体をどう引っ張っていくかの視点が必要。今後も議論していきたい。

閉 会